

### Ⅲ ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法（ダイ特法）第 26 条の規定に基づき，県内の大気，公共用水域（水質・底質），地下水及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を把握するための調査を実施した。

#### 1 調査結果

県内の大気，公共用水域（水質・底質），地下水及び土壌について調査を実施した。

その結果，全ての地点で環境基準を達成した。

表 1 調査結果の概要

区分(単位)		地点数	調査結果	環境基準	超過地点(濃度)	参考 H25	
大気(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )		10	0.010～0.043	0.6	なし	なし	
公共用水域	水質 (pg-TEQ/L)	河川	37	0.036～1.0	1	なし	山田川(1.3) 宮戸川(1.8)
		湖沼	3	0.23～0.70			
		海域	2	0.033～0.19			
	底質 (pg-TEQ/g)	河川	37	0.13～48	150	なし	なし
		湖沼	3	15～23			
		海域	2	0.16～0.18			
地下水(pg-TEQ/L)		22	0.016～0.58	1	なし	なし	
土壌(pg-TEQ/g)		22	0.0017～28	1,000	なし	なし	

#### 2 今後の対応

引き続き，河川等環境中のダイオキシン類による汚染の状況を把握するとともに，事業場に対して規制基準の遵守や施設管理の指導を実施する。